平成２１年（フ）第８８９号
高知市北本町３丁目10番４－６号　武田マンション201
債務者　嶋内　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９３号
高知市廿代町７番２号　クレスト廿代501号
債務者　小笠原千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９５号
高知市比島町３丁目４番５号　市住103号
債務者　山亀　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１４号
熊本市秋津町秋田3298番地２　市営住宅２Ｃ－１－204
債務者　中村　美雪
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９７号
沖縄県那覇市若狭３丁目26番９号　301
債務者　國吉　真二
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５８号
山形県新庄市十日町2521番地の10
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第６２号
山形県新庄市大字泉田字泉田171番地
債務者　二戸　千春
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１５１号
石川県加賀市白鳥町83番地
債務者　笠原　　博
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県揖保郡太子町立岡470番地４
債務者　久米　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８０号
福島県相馬市中村字川沼277番地の１　田部アパート３
債務者　高久　敏博
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第８３号
福島県南相馬市小高区片草字南原50番地の12、前住所福島県南相馬市小高区田町２丁目28番地　田町住宅３号
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第８８号
福島県白河市会津町34番地
債務者　古川　光江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２５６７号
名古屋市西区砂原町232番地
債務者　大石　恭己
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９１号
愛知県瀬戸市北脇町141番地の５
債務者　野村　弘樹
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０５号
福岡市博多区祇園町４番58号、申立時の住所名古屋市中区栄５丁目25番32号　アクシス栄503号
債務者　田畑奈津子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６２０号
愛知県小牧市間々本町156番地１　１ｓｔＷｉｎｇ405号
債務者　久野　　操
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８５９号
愛知県瀬戸市水無瀬町27番地の10　コーポ千成101
債務者　伊藤　美穂（旧姓館越）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７０号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場39番地14　第３富吉住宅Ｓ棟202号
債務者　坂本　雅代
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部